

入間市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつたものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるものを<u>除く</u>ほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつたものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるものを<u>除く外</u>、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p>